

政策提案「茅ヶ崎市における要綱の位置づけと現状の要綱の整理・見直し及び条例の体系的整備について」
に対する提案の内容ごとの回答

提案の内容	回答
<p>1. 茅ヶ崎市の「要綱」の定義を定める。</p> <p>2. 要綱を定めるための必要な規定を定める。 最終的に上司の責任を明確にすること。</p>	<p>要綱の「定義」と要綱を制定する手順を今年度末を目途に明確にし、今後は、職員の間で要綱についての認識を共通のものとし、なお、上司の責任につきましては、ここに規定するまでもなく当然のことと認識しています。</p>
<p>3. 文書法務課及び法務研修を受けた職員が、茅ヶ崎市の要綱の整理を行う。…現状の要綱を上記の二つの視点から分類および整理し、速やかに公表する。</p> <p>4. この分類整理した要綱を具体的に方向性を決め、条例等にする場合には、市民参加での検討の場を設ける。</p>	<p>既存の要綱について、違法な点がないか、正しく書き表せているか、条例にすべきものはないか等の視点による確認を行い、その結果に応じて必要な措置を講じます。その際には、茅ヶ崎市市民参加条例の趣旨を踏まえ、その内容に応じて、パブリックコメント手続をはじめとした、同条例第8条各号に定められた市民参加の方法を適切な時期に実施いたします。なお、この作業については、申請に対する処分に係る審査基準等の点検をこれから来年度の上半期にかけて行うことから、来年度の下半期を目途に開始することとします。また、別に指摘を受けた要綱については、速やかに適切な内容に改めます。</p>
<p>5. 要綱行政の限界を認識し、適切な行政運営が行われるようなチェック体制を設ける。文書法務課及び専門研修を受けた職員のプロジェクトを作り、定期的な見直しを行う。</p>	<p>前記の「要綱の確認」を行うとともに、要綱の制定の際、必要に応じて、文書法務課が確認を行いません。また、定期的な見直しとは違いますが、制定した要綱のその後のチェックに資するよう、法令の改正による要綱への影響に関する情報に各課の職員がアクセスし易くするようにしていきます。</p>
<p>6. 自治基本条例で規定されている条例の体系的整備を早急に実施することにより、条例、規則、要綱なども整理することができる。</p>	<p>条例の体系的整備については、平成32年度までの自治基本条例アクションプランに位置づけられた取組として、引き続き検討を重ねていきます。</p>
<p>7. 今後の分権施策の中で茅ヶ崎市独自の条例等を作成することが必要となるために各担当課に研修を受けた法務担当職員を置くとともに、職員全体の法務能力の向上を図る。</p>	<p>現在、新採用職員に民法を中心とした「法律研修」を実施しているほか、主任・主事選択必修研修の中で、「行政法の基礎と行政争訟研修」や、条例等の制定、改廃に関する基本的事項を学ぶ法制執務研修等を実施しています。今後は、こうした階層別の研修をより充実させるとともに、新たなタイプの研修も取り入れるなど、職員の法務能力向上にむけた取組を進めます。</p>
<p>8. 要綱を策定し、又は改廃する場合には、その影響も考え、議会に報告を行う。</p>	<p>補助金交付要綱など予算を伴うことを内容とする要綱についてはその予算及び決算について議会で審議されており、また、予算の有無に関わらず、必要に応じて事業や事務の実施について適切に議会へ報告をしていることから、特に要綱の制定改廃を取り上げて議会へ報告する必要はないと考えています。なお、議会図書室には要綱集を備え付けるとともに、要綱の制定改廃があった際は、速やかに加除を行っています。</p>
<p>9. 各施策に係る要綱は、その施策を公表しているホームページに必ず掲載することによって、市民の知る権利を保障する。</p>	<p>市民のみなさまが市の施策についての情報を適切に取得できるよう、必要に応じて、要綱をホームページに掲載するようにします。</p>